

総務文教常任委員会・産業建設常任委員会

連合審査会 審査日程

日 時 令和5年2月9日（木）
午後1時45分
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 要望書（入札制度の改正等を要望）

令和4年(2022年)10月6日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山口県山陽小野田市大字西高泊125番地1
小野田商工会議所
建設部会長 碧村 宗憲

要 望 書

前略 当商工会議所建設部会は下記の通り山陽小野田市、山陽小野田市水道局並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等を要望致します。

要望 1. 登録工事土木一式工事と水道設備工事の予定価格(請負対象設計額)が3,500万円(税別)を超える入札については全て特別簡易型総合評価競争入札とする。

理由 より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品格法)が平成14年(2002年)に施行されました。

山口県では、この品格法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注する全ての工事に総合評価方式を適用しています。

山陽小野田市も山口県に準じて、土木一式工事・水道設備工事格付Aの競争入札全てに採用される事が望ましいと判断した為。

要望 2. 建設工事競争入札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている2年・3年平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更する。合わせて格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上に変更する。

理由 県が令和2年度から下請完成工事高を、建設工事の種類とび・土工・コンクリートから土木一式工事に組み入れる事を認めた為土木一式の完成工事高が増額する事が見込め、施工実績等が少な業者が安易に格付Aになると判断した為。

元々以前は、土木一式工事格付Aの条件は完成工事高1億5,000万円以上でした。



要望 3. 土木・建築・管工事格付ごとに工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は格付を下げる等のペナルティを設定する。

正当な理由がなく工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。

工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。

山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とする。（経費相当額を山陽小野田市が補助している為）

理由 工期が遅延したり、粗悪な施工をした場合、生活に支障をきたすのは行政でも建設会社でもなく、市民が一番迷惑を被ります。

市民に迷惑をかけ平気である様な悪質な業者は排除し、努力している優良業者の受注件数を増加させたい為。

要望 4. 山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表する。

理由 選定されなかった工事業者が、選定されなかった理由を明確に把握出来ず、企業努力が出来ない状況である為。

公募型プロポーザル方式は工事業者がかなりの経費負担がある為、参加工事業者が増々少なくなる可能性が高いと思われる為。

要望 5. 山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注する。

理由 山陽小野田市監理室・建設部が管理監督し適切な工事業者を選定しないといけない為。山口県の建物・附帯する施設の場合山口県建築指導課・住宅課が発注している。

山陽小野田市建設工事特別簡易型総合評価競争入札方式事務処理要領

平成20年10月1日制定

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市建設工事特別簡易型総合評価競争入札実施試行要綱(以下「要綱」という。)を実施するために必要な事務手続について定める。

(定義)

第2条 この要領において、総合評価方式とは要綱第2条の規定によるものとし、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式(価格競争自動落札方式)とは異なり、総合評価方式は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上等の効果が期待されている方式である。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、原則として次に掲げる建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事
- (2) その他総合評価方式に適合すると認められる工事

(落札者の決定方法)

第4条 総合評価方式においては、技術資料の提出を求め、提出された技術資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。

2 標準点(100点)に前項の加算点を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して各社の評価値を算出する。(除算方式)

$$\text{【各社の評価値} = \text{技術評価点(標準点} + \text{加算点)} \div \text{入札書記載価格】}$$

3 総合評価方式における落札者は、前項で求めた各社の評価値が最も高い者とする。

(評価の方法)

第5条 評価項目及び配点については次のとおりとする。

- (1) 企業の技術力
 - ① 企業の技術的能力
 - ② 配置技術者の技術的能力
- (2) 企業の地域貢献度
 - ① 地域貢献度

工事毎の評価対象とする具体的な項目については、原則として次の表の項目全てを対象とする。また、備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事毎に評価対象とする内容を設定する必要があるが、設定できない場合は評価対象の項目としない。

評価項目		細目	配点	備考
(1) 企業の技術力	①企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	2	個別
		過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点	4	
		過去2年間の建設事故の有無	1	
		ISO9001の取得状況	1	
		ISO14001の取得状況	1	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	
	②配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格	1	
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	2	個別
(2) 企業の地域貢献度	①地域貢献度	A~Dのいずれか3項目以上に該当する	1	
		A~Dのいずれか2項目に該当する	0.5	
		A~Dのいずれか1項目以下に該当する	0	
		A	災害時活動実績	
	B	地域活動実績(市内ボランティア活動)		
	C	更生保護協力事業所登録		
	D	消防団協力事業所登録		
	合計		配点の満点を加算点10点に換算	14 (※)

※評価項目として設定ができない場合は評価対象から除いた合計点(例10点)を満点とする。

2 評価項目毎の評価基準及び評価点は次の表のとおりとする。

(1) 企業の技術力

評価項目	細目	評価基準	評価点	
(1) 企業の技術力	① 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2
			施工実績がない	0
		過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点	80点以上	4
			75点以上、80点未満	3
			70点以上、75点未満	2
			65点以上、70点未満	1
			65点未満、又は実績なし	0
		過去2年間の建設事故の有無	事故なし	1
			事故あり	0
		ISO9001の取得状況	認証取得している	1
	認証取得していない		0	
	ISO14001の取得状況	認証取得している	1	
		認証取得していない	0	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1	
		認証取得していない	0	
	② 配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者 若手技術者※1にあつては、二級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)を有する者	1
			資格を保有していない	0
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	主任(監理)技術者又は若手担当技術者※2が同種工事の施工経験を有する	2
	施工経験がない		0	

※1「若手技術者」とは、入札通知日又は告示日時点で満35歳未満である工事の施工・管理に携わる技術者をいう。

※2「若手担当技術者」とは、同種工事に配置時点で満35歳未満の担当技術者として、同種工事の施工・管理に携わった技術者をいう。なお、この場合の同種工事は、令和3年4月1日以降に完成・引渡し完了した工事とする。

(2) 企業の地域貢献度

評価項目	細目	評価基準	評価点	
(2) 企業の地域貢献度	① 地域貢献度	①A～Dのいずれか3項目以上に該当する場合に1点を付与する ②A～Dのいずれか2項目に該当する場合に0.5点を付与する ③共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者及び構成員の別を問わない。	1・ 0.5・ 0	
		A 災害時活動実績	実績あり	○
			実績なし	×
		B 地域活動実績(市内ボランティア活動)	実績あり	○
			実績なし	×
		C 更生保護協力事業所登録	登録あり	○
			登録なし	×
		D 消防団協力事業所登録	登録あり	○
			登録なし	×

3 評価項目の設定及び評価の際の留意事項については次の表のとおりとする。

(1) 企業の技術力

①企業の技術的能力

細目	留意事項	様式

<p>過去8年間の同種工事の施工実績</p>	<p>a.当該評価項目を適用するに当たっては、公告文等において「同種工事」の定義を明確に示すこと。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。</p> <p>b.条件付一般競争入札等で、入札参加資格要件に「同種工事の施工実績及び同種工事に係る規模要件(延長〇〇m以上、面積〇〇m²等)」を規定する場合は、総合評価においても評価項目として「同種工事の規模」を規定する。なお、「規模」は契約単位で考慮するものとする。</p> <p>c.入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定しない場合においても、総合評価方式の評価項目として「同種工事の施工実績」及び「同種工事の規模要件」を規定することが可能な場合は、「同種工事の規模」を評価項目とする。</p> <p>d.過去8年間(公告日の8年前の日の属する年度の4月1日から公告日まで)に完成し、引渡し完了した公共工事の有無で評価する。ただし、トンネル工事や特殊な基礎工事等、「過去8年間」では実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。</p> <p>e.共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とする。</p> <p>f.共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同体の代表者を対象とする。</p>	<p>3</p>
<p>過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点</p>	<p>a.各企業が公告日の前年度及び前々年度の過去2年間に山陽小野田市発注工事(競争入札を行い、山陽小野田市工事検査室が検査した工事に限る。以下同じ。)を竣工し検査を受けた、工種別工事成績評定点の平均点(少数点以下第1位を四捨五入)により評価する。ただし、過去2年間に竣工し検査を受けた山陽小野田市発注工事の工事成績評定点がない場合は、過去6年間に竣工し検査を受けた山陽小野田市発注工事の工事成績評定点の平均点により評価する。</p> <p>b.平均点は本市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。</p> <p>c.共同企業体を対象として発注する場合は、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>d.対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、65点未満の取扱とする。</p>	<p>提出不要</p>

過去2年間の建設事故の有無	<p>a.建設事故については、公告日の前2年間に死亡事故で労働基準監督署から処分(事件送致、是正勧告等)があったものを対象とし評価する。</p> <p>b.共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者及び構成員の別を問わない。</p>	有無の記載のみ
ISO9001の取得状況	<p>a.認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b.共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	登録証の写し
ISO14001の取得状況	<p>a.認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。</p> <p>b.共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	登録証の写し
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	<p>a.労働安全衛生マネジメント(ISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。</p> <p>b.共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	登録証の写し

②配置技術者の技術的能力について

細目	留意事項	様式
主任(監理)技術者の保有する資格	<p>a.主任(監理)技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>b.配置技術者の保有資格については、一級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる技術士及び建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めたとした場合に評価する。また、若手技術者を専任で配置する場合は、二級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)の保有により前記と同様に評価する。</p> <p>c.配置予定技術者を特定できない場合で、複数の候補者(3人を限度とする。)を記載した場合は、最も資格の低い者をもって評価する。</p> <p>d.共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	4
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	<p>a.施工経験は、過去8年間(公告日の8年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間)に完成し、引き渡し完了した同種工事の中から最新の代表的なものを1件記載する。</p> <p>b.同種工事の定義を明確にすること。なお、同種工事の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料(若手担当技術者としての経験にあつては、あわせて生年月日が確認できる資料)を添付すること。</p> <p>c.共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。</p> <p>d.配置技術者の候補者を複数人提出した場合は、すべての候補者が経験を有していないと評価しない。</p> <p>e.同種工事の設定に当たっては、「企業の技術的能力」の「過去8年間の同種工事の施工実績」における同種工事の設定を参考に定めることとし、同種工事の定義を明確にすること。</p> <p>f.同種工事の経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料(従事期間を示す資料及び最終工程表)を添付するよう求めていることから、特段の指示を行っていない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間(同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間)の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>g.施工経験については、監理技術者、主任技術者及び現場代理人の経験も評価対象とする。</p>	

(2) 企業の地域貢献度

細 目	留 意 事 項	様式
	<p>①A～Dのいずれか3項目以上に該当する場合に1点を付与する。</p> <p>②A～Dのいずれか2項目に該当する場合に0.5点を付与する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
A 災害時活動実績	<p>a.過去10年間(10年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間)に、国土交通省、山口県又は山陽小野田市が所管する山陽小野田市内の公共施設での各施設管理者(指定管理者を除く。)からの要請に基づき行った災害応急対策業務の活動実績について、契約書の写し等、それを証明する資料の添付により評価する。</p>	証明する資料等の写し
B 地域活動実績(市内ボランティア活動)	<p>a.過去1年間(1年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間)に、山陽小野田市内の公共施設・公的活動における企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明する資料の添付により評価する。個人としての活動は評価しない。</p> <p>※ボランティア活動の例:道路清掃、河川清掃、公共施設(学校、公民館等)の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、祭り等の催物の準備、水源保全、海岸清掃、防犯パトロール等。ただし、企業(本社・支社・営業所等)の所属する自治会が行う清掃等行事については、自治会の構成員として活動(参加)することに義務的要素が認められるものはボランティア活動として認めない。</p> <p>b.活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者(民間の公的な施設管理者を含む。)、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。</p> <p>c.活動の記録写真があれば添付すること。</p>	
C 更生保護協力事業所登録	<p>a.入札参加申請時において保護観察対象者等の「雇用協力主」の登録を受けているものを評価するので、登録が分かる書類を添付すること。</p>	

D 消防団協力事業所登録	a.入札参加申請時において「山陽小野田市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価するので、認定されていることが分かる書類を添付すること。	
--------------	---	--

4 特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合における各評価項目の評価対象の考え方については、次の表による。

凡例・・・「○」:評価の対象とするもの 「×」:評価の対象としないもの

評価項目	細目	代表者	それ以外の構成員	備考
(1) 企業の技術力	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	○	○	注1)
	過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点	○	×	
	過去2年間の建設事故の有無	○	○	
	ISO9001の取得状況	○	○	注1)
	ISO14001の取得状況	○	○	注1)
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	○	○	注1)
	②配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格	○	×
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		○	×	

注1) 共同企業体の代表者か構成員のいずれかを評価対象とする。

5 加算点の算定及び評価値の算定については次の各号のとおりとする。

(1) 技術資料の審査

技術資料の受領後、監理室において、評価基準に沿って技術資料の審査を行う。なお、技術資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。(加算無し)

(2) 加算点の算定

技術資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、配点合計(満点)が10点となるように、得点合計を次の式により換算して算出する。

$$\text{加算点} = \frac{\text{各評価項目の得点合計}}{\text{各評価項目の配点合計(満点)}} \times 10 \text{点}$$

(3) 評価値の算定

標準点（100点）に前項で算出した加算点を加えた合計を「技術評価点」とする。

この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算定する。

【各社の評価値 = 技術評価点（標準点+加算点）÷入札書記載価格】

（事務手続き）

第6条 学識経験者の意見聴取方法については次のとおりとする。

総合評価方式の実施に当たり、政令第167条の10の2第4項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、学識経験者（総合評価審査委員会）の意見を聴かなければならないとされている。（下記枠内参照）

これにより、総合評価審査委員会の意見聴取については、原則として表-1によることとする。

内容	特別簡易型	意見聴取を行う者
①評価項目、評価点等の基本的事項	○	監理室
個別工事 ②落札者決定基準の決定(注1)	×	監理室
③落札者決定	×	監理室

表-1 凡例…「○」:意見聴取が必要 「×」:意見聴取が不要

注1)「②落札者決定基準の決定」の意見聴取を行う際は、落札者決定時に改めて意見聴取が必要か併せて問うこと。

必要とされた場合は、「③落札者決定」の意見聴取を行うこと。

【地方自治法施行令】第六十七條の十の二

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則】

第十二條の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 落札者決定までの手続きについては次の各号のとおりとする。

(1) 公募型及び簡易公募型指名競争入札の場合

- ①発注する対象工事の箇所の選定、評価項目案を作成する。
- ②審査会で工事箇所、公募条件を決定し、評価項目、評価基準について選定する。
(評価項目、評価基準案を審査)
- ③選定後、評価項目、評価基準について総合評価審査会員の意見聴取が必要な場合は、意見聴取を行う。[落札者決定に関する意見聴取の要否についても聴くこと。]
- ④総合評価審査委員会の意見聴取結果について報告を受けた契約担当者は公募の告示等の事務手続きを行う。
- ⑤公募終了後、契約担当者は落札者決定基準、指名業者を審査会に諮り決定する。
- ⑥指名通知及び仕様書等の配布(技術資料に係るものを含む。)
- ⑦入札を執行し、落札を保留する。技術資料を受領する。
- ⑧技術資料の審査、記載事項の確認を行い、総合評価方式(評価値)審査資料を作成する。
- ⑨作成した総合評価方式(評価値)審査資料について、総合評価審査委員会への意見聴取が必要な場合は、意見聴取を行う。③で意見聴取不要とされた場合は省略。契約担当者は総合評価審査委員会の意見聴取結果について審査会に報告する。
- ⑩契約担当者は総合評価方式(評価値)を審査会に諮り、落札者を決定する。

(2) 指名競争入札の場合

- ①発注する対象工事の箇所の選定、評価項目案を作成する。
- ②審査会で工事箇所、指名業者を決定し、評価項目、評価基準について選定する。
(評価項目、評価基準案を審査)
- ③選定後、評価項目、評価基準について総合評価審査委員会の意見聴取が必要な場合は、意見聴取を行う。[落札者決定に関する意見聴取の要否についても聴くこと。]
- ④総合評価審査委員会の意見聴取結果について報告を受けた審査会は落札者決定基準を決定する。ただし、意見が適正とされた場合は、報告のみとする。
- ⑤指名通知及び仕様書等の配布(技術資料に係るものを含む。)
- ⑥入札を執行し、落札を保留する。技術資料を受領する。
- ⑦技術資料の審査、記載事項の確認を行い、総合評価方式(評価値)審査資料を作成する。
- ⑧作成した総合評価方式(評価値)審査資料について、総合評価審査委員会への意見聴取が必要な場合は、意見聴取を行う。③で意見聴取不要とされた場合は省略。契約担当者は総合評価審査委員会の意見聴取結果について審査会に報告する。
- ⑨契約担当者は総合評価方式(評価値)を審査会に諮り、落札者を決定する。

3 入札参加者への周知及び技術資料の提出については次のとおりとする。

総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に、次の事項を周知する。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 技術資料の内容および提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 技術資料を提出しない者の入札書は無効とする旨

また、技術資料は、一般競争入札及び条件付一般競争入札による場合は、入札参加申請書の提出日までに提出とし、また、指名競争入札の場合は入札書の提出時に入札書とともに提出するよう設計説明書等に明示すること。

4 入札については次のとおりとする。

入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。また、技術資料を提出しない者の入札書は無効とする。

- (1) 総合評価審査委員会の意見を聴取し、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

5 落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- (1) 低入札価格調査制度において不落札でないこと。ただし、調査基準価格以下の業者はすべて調査し、判断する事。
- (2) 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲にあること。

6 価格以外の評価に係る疑義について

技術資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、監理室等は、その理由を説明する。

7 虚偽の記載があった場合の措置等については次のとおりとする。

(1) 虚偽の記載があった場合の措置

技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合には工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の可算点に応じた工事成績評定点を減点する。これらの内容については、入札条件書等に明記しておく必要がある。

(2) 配置技術者の変更

配置技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、前号と同様に配置技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

8 設計書に明記すべき事項は次のとおりとする。

設計図書には次の事項を明記し、提出様式等の必要な書類を添付すること。

(1) 入札条件書

- ①総合評価方式である旨
- ②技術資料の内容について（次号及び第3号による）
- ③技術提案の評価の方法
- ④虚偽資料提出の場合の措置

(2) 技術資料の内容・・・提出を求める技術資料の記載要領

(3) 技術的能力の審査（総合評価方式）に関する事項

- ①評価項目
- ②評価項目ごとの評価基準
- ③得点配分

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、山陽小野田市簡易型総合評価競争入札方式事務処理試行要領（平成19年9月10日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

特別簡易型総合評価競争入札制度の改正について

令和3年4月
監理室

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いましたので、お知らせします。

【改正概要】

評価項目及び配点の見直し

(1)企業の技術力の改正

(2)企業の地域貢献度を追加

評価項目	細目	配点	備考
(1)企業の技術力	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	2	個別
	過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点	4	
	①企業の技術的能力について		
	過去2年間の建設事故の有無	1	
	ISO9001の取得状況	1	
	ISO14001の取得状況	1	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	
	②配置技術者の技術的能力について		
主任(監理)技術者の保有する資格	1		
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無	2	個別	
(2)企業の地域貢献度	①地域貢献度		
	A~Dのいずれか3項目以上に該当する	1	
	A~Dのいずれか2項目に該当する	0.5	
	A~Dのいずれか1項目以下に該当する	0	
	A 災害時活動実績		

	B	<u>地域活動実績(市内ボランティア活動)</u>	
	C	<u>更生保護協力事業所登録</u>	
	D	<u>消防団協力事業所登録</u>	
合計	配点の満点を加算点10点に換算		<u>14</u> (※)

※評価項目として設定ができない場合は評価対象から除いた合計点(例10点)を満点とする

2 評価項目毎の評価基準及び評価点は次の表のとおりとする。

(1) 企業の技術力

評価項目	細目	評価基準	評価点	
(1) 企業の技術力	① 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2
			施工実績がない	0
		過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去6年間)の山陽小野田市発注工事における工事成績評定点の平均点	80点以上	4
			75点以上、80点未満	3
			70点以上、75点未満	2
			65点以上、70点未満	1
			65点未満、又は実績なし	0
		過去2年間の建設事故の有無	事故なし	1
			事故あり	0
		ISO9001の取得状況	認証取得している	1
			認証取得していない	0
		ISO14001の取得状況	認証取得している	1
			認証取得していない	0
<u>労働安全衛生マネジメント等の認証状況</u>	<u>認証取得している</u>	<u>1</u>		
	<u>認証取得していない</u>	<u>0</u>		
② 配置技術者の技術的	主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者 <u>若手技術者※1にあつては、二級国家資格(例:土木施工管理技士、建設機械施工技士等)を有する者</u>	1	

		資格を保有していない	0
	過去8年間の主任(監理)技術者の 同種工事の施工経験の有無	主任(監理)技術者又は若手担当技術者※2が 同種工事の施工経験を有する	2
		施工経験がない	0

※1「若手技術者」とは、入札通知日又は告示日時時点で満35歳未満である工事の施工・管理に携わる技術者をいう。

※2「若手担当技術者」とは、同種工事に配置時点で満35歳未満の担当技術者として、同種工事の施工・管理に携わった技術者をいう。なお、この場合の同種工事は、令和3年4月1日以降に完成・引渡し完了した工事とする。

(2) 企業の地域貢献度

評価項目	細目	評価基準	評価点
(2) 企業の地域貢献度	① 地域貢献度	①A~Dのいずれか3項目以上に該当する場合に1点を付与する	1
		②A~Dのいずれか2項目に該当する場合に0.5点を付与する	0.5
		③共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者及び構成員の別を問わない。	0
	A 災害時活動実績	実績あり	○
		実績なし	×
	B 地域活動実績(市内ボランティア活動)	実績あり	○
		実績なし	×
	C 更生保護協力事業所登録	登録あり	○
		登録なし	×
D 消防団協力事業所登録	登録あり	○	
	登録なし	×	

※ _____ 改正部分

評価項目の設定及び評価の際の留意事項については市役所閲覧場所で見ることができます。

山陽小野田市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準

平成21年6月1日制定

平成25年6月1日改正

平成29年6月1日改正

1 目的

建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する等級の区分は、この基準の定めるところによるものとする。

2 総合点数の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の経営事項審査を経て、同法第27条の27の経営規模の評価の通知並びに同法第27条の29の総合評定値の通知を受けた「総合評定値」を客観的審査事項の点数（以下「客観点数」という。）とし、主観的審査事項の点数（小数点以下第1位を四捨五入。以下「主観点数」という。）を加えて得た点数を総合点数とする。

$$\text{主観点数} = \text{客観点数} \times \left(\frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者については、客観点数を総合点数とする。

また、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）については、別表1の「事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例」により算出された点数を総合点数とする。

なお、主観的審査事項は次に掲げる①～③のとおりとする。

① 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度を含め、直前の4年度における当該業者の施工した種類別の工事について、山陽小野田市工事検査要綱による完成検査の平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの。）

を採用し、別表2に示すとおり平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分しそれぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。

この場合、市工事の実績がない業者（請負金額が1,300,000円を超えない工事を含む。）については、平均成績評定点を55点とする。

② 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間において、山陽小野田市建設工事等入札参加者に係る指名停止等措置要領により指名停止を受けた業者については、1件につき別表2に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

入札参加資格審査申請日の直近の経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における建設業従事職員数に対し、別表2に示す評点を付与する。

イ 技術職員評点

対象審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の三の1に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者）の人数及び資格に対し、別表2の算定式による評点を付与する。なお、加点の上限は90点とする。

ウ 次表の各項目に該当する業者について、別表2に示すそれぞれの評点を付与する。

建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム	I S O 9001の認証を取得している者
環境マネジメントシステム	I S O 14001の認証を取得している者
企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に企業合併を行った者（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）

3 等級区分

- (1) 等級区分は、土木工事、建築工事及び管工事について対象審査基準日における総合点数及び等級別条件によりそれぞれ次のとおりとする。

土 木 工 事

等 級	総 合 点 数	等 級 別 条 件
A	900 点以上	<p>(1) 土木一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 対象審査基準日における、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書結果通知書（以下「経営審」という。）の土木一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上であること。</p> <p>(3) 経営審の労働福祉の状況において、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入しており、かつ建設業退職金共済組合等の制度に加入していること。</p>
B	750 点以上	<p>(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 経営審の土木一式工事における年間平均完成工事高が5千万円以上であること。</p> <p>(3) 経営審の労働福祉の状況において、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入しており、かつ建設業退職金共済組合等の制度に加入していること。</p>
C	550 点以上	<p>(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 経営審の土木一式工事における年間平均完成工事高が2千万円以上であること。</p>
D	549 点以下	<p>(1) 土木一式工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 新規業者等。</p>

建 築 工 事

等 級	総 合 点 数	等 級 別 条 件
A	800 点以上	<p>(1) 建築一式工事の特定建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 対象審査基準日における、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書結果通知書（以下「経営審」という。）の建築一式工事における年間平均完成工事高が1億2千万円以上であること。</p> <p>(3) 経営審の労働福祉の状況において、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入しており、かつ建設業退職金共済組合等の制度に加入していること。</p>
B	600 点以上	<p>(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 経営審の建築一式工事における年間平均完成工事高が5千万円以上であること。</p> <p>(3) 経営審の労働福祉の状況において、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入しており、かつ建設業退職金共済組合等の制度に加入していること。</p>
C	599 点以下	<p>(1) 建築一式工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。</p> <p>(2) 新規業者等。</p>

管 工 事

等 級	総 合 点 数	等 級 別 条 件
A	650 点以上	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。 (2) 対象審査基準日における、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書結果通知書（以下「経営審」という。）の管工事における年間平均完成工事高が3千万円以上であること。 (3) 経営審の労働福祉の状況において、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入しており、かつ建設業退職金共済組合等の制度に加入していること。
B	649 点以下	(1) 管工事の建設業の許可及び経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていること。 (2) 新規業者等。

- (2) 等級格付を行うのは、市内業者のみとする。
- (3) 土木工事、建築工事、管工事以外の工種については、客観点数にとどめ等級格付は行わない。
- (4) 等級格付の変更については、前回の等級の直近上位及び下位それぞれ1等級の範囲内とする。
- (5) 新規業者については、一律最下位等級とする。
- (6) 中間年における新規業者は、最低3年間最下位等級とする。
- (7) 等級格付の見直しは基準年のみとし、中間年における等級の見直しは行わない。

別表 1

事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例

	審査事項		各審査事項に係る数値の算定	
客 観 的 審 査 事 項	経営規模	完成工事高	当該組合及び各審査対象者（組合の下請として施行したものを除く。）の年間平均完成工事高の和に対して通達により付与された評点	
		自己資本額及び建設業に従事する職員数	当該組合及び各審査対象者の和に対して通達により付与された評点	
	経営状況		当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値（少数以下第1位四捨五入）	
	技術力		当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和に対して通達により付与された評点	
	その他の事項	労働福祉状況	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値（少数以下第1位四捨五入）	
		業務災害状況	当該組合及び各審査対象者の工事安全成績について通達により付与された評点の平均値（少数以下第1位四捨五入）	
		営業年数	当該組合及び各審査対象者の平均値（少数以下第1位四捨五入）に対して通達により付与された評点	
		建設業経理事務士等の数	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値（少数以下第1位四捨五入）	
	主 観 的 審 査 事 項	工事成績		工事成績数値は、当該組合及び各審査対象者のうち、工事成績を付与されている者の工事成績数値の平均値（少数以下第1位四捨五入）
		指名停止の状況		指名停止状況評点は、当該組合及び各審査対象者のうち、指名停止を受けた者の指名停止状況評点の平均値（少数以下第1位四捨五入）
建設業従事職員数		当該組合に付与された評点		
技術職員の数		当該組合に付与された評点		
建設工事施工における品質管理及び品質保証のためのシステム		当該組合に付与された評点		
環境マネジメントシステム		当該組合に付与された評点		

別表 2

① 工事成績評点

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17

平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

② 指名停止状況評点

指名停止期間	2ヶ月未満	2ヶ月以上4ヶ月未満	4ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上
指名停止状況評点	- 2	- 3	- 4	- 5

③ その他の項目

ア 建設業従事職員評点

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
評点	1	2	2	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40

人数	26~30	31~35	36~40	41~45	46~
評点	45	50	55	60	70

イ 技術職員評点

【技術職員評点 = 1級技術者数 × 2】 〈上限90〉

ウ 次表の各項目に該当する業者について、それぞれの評点を付与する。

建設工事施工における 品質管理及び品質保証 のためのシステム	ISO9001の認証を 取得している者	+ 20 (申請業種のうち認証 取得に係る業種に対 し、認証取得の件数に 関係なく一律に付与)
--------------------------------------	------------------------	---

環境マネジメントシステム	ISO14001の認証を取得している者	+20 (申請業種のうち認証取得に係る業種に対し、認証取得の件数に関係なく一律に付与)
企業合併の有無	入札参加資格審査申請日の属する年度及びその前年度の2年間に企業合併を行った者(建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	+客観点数の10% ※小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与)

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

資料-4

令和3・4年度 山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加有資格者格付一覧表(五十音順)

業者名	格付		
	土木	建築	管
(株)アーステクノ	A	A	A
アグテック(株)	C	C	—
(有)安部運送	B	—	—
池田工業(有)	B	B	—
(株)イノウエ	A	—	—
(有)井上組	C	—	—
(有)井上建設	B	C	—
(有)上原住宅設備サービス	—	—	A
(株)SPテクノ	B	—	—
(株)エム・ビー・オーシステム	D	—	B
(株)オカケン	D	B	—
カイト工業(株)	D	B	—
(有)笠井工業	B	—	—
金井産業(株)	D	—	—
かわさき(株)	A	A	B
(有)木原石水園	D	—	—
(有)木村組	C	—	—
共同産業(株)	B	—	—
(有)草川工作所	D	C	B
(有)草田産業	C	—	—
(有)久保水道	D	—	B
(株)晃栄	D	—	—
興栄建設(有)	D	—	—
(株)寿建設	D	C	A
(有)西城建設	C	—	—
(有)酒井組	C	—	—
三共運輸(株)	D	—	—
山陽機工(株)	A	C	—
嶋田工業(株)	A	A	A
(有)昇和土木	B	—	—
進栄建設(株)	D	A	—
(有)進光住設	D	—	B
(有)真陽建設	B	—	B
(株)セイブ設備	D	—	A
関野工務店(株)	D	—	A
太陽産業(株)	A	A	A
(有)高田庭園	D	—	—
(有)タケガワ	C	—	—
武田建設(有)	D	C	—
武田建設工業(株)	C	B	—
タツミ運輸(株)	B	—	B
中国技建(有)	D	—	A
月村組	D	—	—
中岡工業	C	—	—
長沢建設(株)	C	A	—
中原興業(株)	C	B	—
(株)西日本産業	A	—	—
長谷川機工(株)	—	—	B
殖生建設(株)	C	—	—
PFC	D	—	—
(株)ピクシガル	C	—	—
ヒラヌマ運輸(株)	D	—	—
(株)藤井建設	B	—	—
富士産業(株)	D	A	A
(有)フジシゲ	C	—	—
ヘキムラ興業(株)	A	A	A
豊進建設(株)	—	—	A
(株)松村組	A	—	—
(有)マルカワ興業	C	—	—
(株)明防	—	C	—
山下工業(株)	B	—	—
(有)ヤマナカ建工	—	B	—
(有)ユー工業	D	—	B
(有)吉田組	C	—	B
(株)吉田興産	C	B	A
ヨシミ工業(株)	B	—	—
ライフアシスト	D	C	—
RiPPle(株)	C	—	—
(株)蓮想 (旧:エフティ工業(株))	C	—	—

ランク別業者数(令和4年6月23日現在)

格付	土木	建築	管
A	9	8	12
B	12	7	10
C	19	8	—
D	24	—	—
計	64	23	22

山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

平成17年3月22日制定

平成20年3月3日改正

平成27年8月12日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、及び補償コンサルタントに関する業務をいう。
- (2) 有資格業者 山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第52号）第96条及び山陽小野田市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（平成17年3月22日制定）第8条の規定により有資格者名簿に登録された前号の業務を行う業者をいう。
- (3) 市工事 市が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 市工事以外の建設工事等をいう。
- (5) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる以外のものをいう。
- (7) 使用人 有資格業者の使用人で前号に掲げるもの以外のものをいう。
- (8) 部長等 市工事を所掌する部局の長をいう。
- (9) 契約担当者 山陽小野田市財務規則第2条第1項第8号に規定する契約担当者をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表1の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、建設工事等の工事請負契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に対する指名停止）

第4条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第3条第1項又は第4条第1項若しくは同条第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときはこの限りではない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったと

き。

(2) 別表1第9号から第22号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、別表1第9号から第22号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第6条第1号に該当する場合にあっては、別表1第12号及び第14号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表1第12号又は第14号に該当したとき、そ

れぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づき各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表1第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

(3) 山陽小野田市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表1第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

（指名停止事案の発生報告）

第7条 建設工事等の主管部長は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、指名停止事案の発生報告について（様式第1号）により市長（監理室長）に報告するものとする。

（指名停止の決定及び通知）

第8条 市長は、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行ったときは、関係機関に対して指名停止通知について（様式第2号）により、当該有資格業者に対して指名停止通知書（様式第2号の2）により遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関に対してそれぞれ指名停止期間の変更通知について（様式第3号）又は指名停止の解除通知について（様式第4号）により遅滞なく通知するものとする。

る。

3 前2項に規定する場合において、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

4 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第12条 この要領に定めのない事由については必要がある場合には、山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加者資格審査会に諮り決定するものとする。

2 指名停止を行った場合は、指名停止措置の概要（様式第5号）により公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年3月22日から施行する。

2 指名停止の措置要件に該当する事由が、平成17年3月21日以前に生じたものについては、旧小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置

要領の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月3日から施行する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、平成20年3月2日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年8月12日から施行する。

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p> <p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>11 次の(1)から(3)までに掲げる者が、山陽小野田市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで</p> <p>公訴を知った日から</p> <p>8カ月以上24カ月以内</p> <p>6カ月以上18カ月以内</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4カ月以上9カ月以内</p> <p>2カ月以上6カ月以内</p> <p>2カ月以上4カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>13 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上24カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 市工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>15 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3カ月以上24カ月以内</p>

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団排除)</p> <p>16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。</p> <p>17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。</p> <p>18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>21 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>22 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p>

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>23 市工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>24 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>25 市工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>

様式第1号（第7条関係）

第 年(年) 月 日 号

山陽小野田市長 様
(監理室扱い)

関 係 部 長

指名停止事案の発生報告について

このことについて、有資格者が指名停止等措置要領に定める措置要件に該当するものと認められるので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
事案発生年月日	年 月 日
事案の概要	
指名停止該当条項	
部課長の意見	

第 年(年) 月 日 号

様

山陽小野田市長

指名停止通知について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止業者名	
代表者氏名	
所在地	
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
指名停止の理由	

第 号
年（ 年） 月 日

様

山陽小野田市長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 様が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分に注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、要領第8条第4項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第 号
年（ 年） 月 日

様

山陽小野田市長

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付け 第 号で指名停止を行ったこのことについては、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の理由	

様式第4号（第8条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

山陽小野田市長

指名停止の解除通知について

年 月 日付け 第 号で指名停止を
行ったこのことについては、平成 年 月 日付けで当該指名停
止を解除したので通知します。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住 所

2 指名停止措置期間

年 月 日～ 年 月 日 (カ月間)

3 事案の概要

4 指名停止措置理由

〈指名停止等措置要領別表1〉

措 置 要 件	期 間

問い合わせ先

山陽小野田市役所監理室 TEL0836-82-1180 FAX0836-83-2604